

重要事項説明書

利用者_____様



社会福祉法人 恩賜
財団 済生会支部 大分県済生会

済生会まほろば訪問看護ステーション

【令和8年6月1日改訂】

第 1 重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 大分県済生会
主たる事務所の所在地	〒877-1292 大分県日田市大字三和 643 番地 7
代表者（職名・氏名）	支部長 林田 良三
設立年月日	平成元年 3 月 3 0 日
電話番号	0 9 7 3 - 2 4 - 1 1 0 0

2. 利用事業所の概要

利用事業所の名称	済生会まほろば訪問看護ステーション		
サービスの種類	訪問看護 介護予防訪問看護 医療訪問看護		
事業所の所在地	〒877-1292 大分県日田市大字三和 643 番地 7 (済生会日田病院敷地内)		
電話番号（FAX）	0 9 7 3 - 2 8 - 5 7 0 1 (0 9 7 3 - 2 8 - 5 7 0 2)		
指定年月日・事業所番号	介護保険サービス		
	訪問看護	令和 5 年 4 月 1 日	4460490081
	介護予防訪問看護	令和 5 年 4 月 1 日	4460490081
	医療保険サービス	令和 5 年 4 月 1 日	0490081
管理者	坂本 律子		
統括管理者	坂本 律子		
通常の事業実施地域	日田市、山国町（中津市） 事業所から概ね 20km 圏内		

当法人のあわせて実施する事業	
サービス種類	事業所名
居宅介護支援	済生会まほろば居宅介護支援事業所
医療機関	済生会日田病院

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	病気や障がいがあっても住み慣れた自宅で安心して暮らしていただけるよう支援しています。医師の指示のもと、看護師や理学療法士等がご自宅を訪問し、医療的なケアや日常生活のサポートを行います。また、地域の医療・介護機関と連携し、ご家族の介護負担を軽減し、安心して療養生活が続けられるよう支援します。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、適切なサービスの提供に努めます。また、事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う事業者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

医師の指示に基づき、以下サービスを実施します。

- ① 症状・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- ③ 食事・排泄等日常の援助
- ④ 褥瘡の予防・処置、体位交換
- ⑤ 認知症患者の看護
- ⑥ カテーテル等の管理
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導や助言
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ その他医師の指示による処置

5. 営業日時

営業日	月曜日～土曜日（祝祭日・正月を除く）※正月：12月29日～1月3日
営業時間	9：00～17：00 ※ただし、利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制を整えるものとします。24時間対応を希望される方は、別途利用料金が発生いたします。

6. 事業所の職員体制（令和8年4月1日現在）

職 種	従事する職種・業務	人 員
管理者	管理業務 （サービス提供者兼務）	1名（常勤看護師）
サービス提供者	訪問看護師 訪問理学療法士 訪問作業療法士	4名（常勤4名） 2名（常勤2名） 1名（常勤1名）
事務担当職員	請求業務・電話対応等	1名（常勤1名）

7. 利用料（詳細はP7～P13の料金表をご参照ください）

介護保険 お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割から3割です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

医療保険 お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割から3割です。※当日のキャンセルは、その日予定されていたサービスの利用分全額をご負担いただく場合がございます。状況によりますのでご相談ください。

※支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求いたします。次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
窓口払い	毎月月末締めとし、翌月20日までに当月分の料金を請求致しますので、27日までに <u>済生会日田病院窓口</u> でお支払いください。
口座引き落とし	<u>窓口支払いが困難な場合のみ</u> 口座引き落としが可能です。（別途手数料200円/回） 指定された口座の引落とし手続きから2ヶ月後より引き落としが始まります。 ※引き落としは別業者が行いますので、引き落とし日と領収日が異なります。 ※指定口座には残高不足がないようにお願いします。

8. 緊急時における対応方法

- ①緊急時における対応方法を主治医、利用者と確認をして訪問看護を開始いたします。
- ②訪問看護職員等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- ③主治医への連絡が困難な場合は、指示書に記された緊急連絡先に連絡し必要な処置を講じます。
- ④訪問看護職員等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに主治医及び管理者に報告するものとします。

9. 利用者からの緊急時連絡方法

	時間	電話番号
全利用者	営業時間内 (平日9:00～17:00)	0973-28-5701
24時間緊急時対応 体制契約利用者	営業時間外 (早朝、深夜、土・日・祝日)	① 080-6366-7224 ② 0973-28-5701

〔ご留意事項〕

※緊急時以外の連絡は、事業所（0973-28-5701）にお電話ください。
営業時間内はスタッフが対応いたします。

※24時間緊急時対応体制の契約をされていない方が、緊急時に連絡を希望された場合、その月より契約（利用料金）が発生いたします。

10. 非常災害対策

- ①事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるために定期的な研修及び訓練を行うものとします。
- ②訪問前日に気象災害・水害・地震など重大な災害が起こる恐れのある警報等が発令されていた場合、また道路状況等により訪問が困難になる恐れのある場合は、休業やサービスの時間、日程の変更についての連絡をすることがございます。
- ③大規模な災害発生時には、交通事情などにより訪問に伺えない場合があります。そのため利用者及びご家族におかれましても、以下のような「自助」の取り組みにご協力をお願いします。
 - ・非常食、飲料推移、常備薬の備蓄（少なくとも3日分を目安に）
 - ・介護用品や衛生用品の確保（紙おむつ・清拭用タオル・マスクなど）
 - ・緊急連絡先の確認と共有（ご家族・近隣・ケアマネジャーなど）
 - ・避難経路と避難場所の確認（地域のハザードマップを参考に）

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業者（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 情報共有システム（MCS）の利用について

事業所は、円滑な療養生活を継続していただくため、他の医療機関や関係者と連携を図ることを目的に開発された、医療介護専門のコミュニケーションシステム「メディカルケアステーション（通称MCS）」を利用しています。※システム提供機関：エンブレース株式会社

○特長

- ・医療介護ならではのセキュリティ、アクセス制御、管理体系が整った完全非公開型のシステムです。
- ・災害時等でも医療介護従事者間での連携が取りやすいように配慮されています。

○インターネットでの情報共有

利用者情報はインターネットを介して共有され、IDとパスワードを入力しないとアクセスできないセキュリティが厳重に管理されたサーバー内に保管されます。クラウドシステムを利用して保管されるため、医療介護関係者の持つ端末には個人情報に残りません。個人情報の提供は、前述した目的の範囲内で必要な内容のみとし、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

13. 苦情相談窓口

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

常設窓口：電話0973-28-5701 FAX0973-28-5702

責任者：管理者 坂本律子

担当者：管理者補佐 三木征博

(2) 公的機関においても、次の機関で苦情申出等ができます。

日田市長寿福祉課介護保険係	所在地 電話番号	〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号 0973-22-8264
大分県国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号	〒870-0022 大分市大手町2丁目3番12号 市町村会館内 097-558-0301
大分県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 電話番号	〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号 社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 097-534-8475

14. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について
<p>1. 事業者及び事業者の使用する者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、契約が終了した後及び職員の退職後も継続します。</p> <p>2. 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者および利用者の家族についての個人情報を用いません。</p> <p>3. 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者へ漏洩を防止するものとします。</p>
個人情報の保護について
<p>1. 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>2. 事業者、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>3. 事業者は、利用者からの申し出があれば、インフォームド・コンセント（説明と同意に基づく医療）の理念に基づき、記録の閲覧及び実費にて開示請求（複写物交付）を実施いたします。</p>

15. 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます。

- ①事業所内に虐待の防止に関する担当者を置きます。
- ②定期的に虐待防止検討委員会を開催します。
- ③研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施します。職員の新規採用時には個別研修を実施します。
- ④虐待（虐待の疑いを含む）等が発生した場合は速やかに市町村や地域包括支援センターへ通報し、対応策並びに再発を防止するように努めます。

16. 身体拘束の原則禁止

事業所は、サービス提供にあたって利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行いません。事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

17. ハラスメントの防止について

- ①事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。
- ②利用者及びその家族が、事業所職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

18. 職員の研修

事業者は職員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通りに設け、業務体制を整備しています。

- ① 認知症ケアに関する研修
- ② プライバシー保護に関する研修
- ③ 倫理・法令遵守に関する研修
- ④ 事故の発生・予防・再発防止に関する研修
- ⑤ 緊急時対応に関する研修
- ⑥ 感染症及び食中毒の発生予防及び蔓延防止に関する研修
- ⑦ 非常災害時の対応に関する研修
- ⑧ 虐待防止に関する研修

19. 学生の同行について

当事業所は、将来の医療・看護を担う人材育成のため、看護学校等から依頼を受けて、実習生が訪問に同行する場合があります。実習生は必ず指導者である看護師・理学療法士と共に訪問し、利用者様のプライバシーと安全に十分配慮いたします。同行を希望されない場合は、遠慮なくお申し出ください。

20. その他（事業所からのお願い）

- ① 職員に対する金品等の心付けはお断りしています。

職員がお茶やお菓子、お礼の品物等を受け取ることは事業所として禁止しています。

- ② ペットはゲージに入れる、リードにつなぐ等お願いします。

大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はゲージや本人の居室以外の部屋で保護するなどの配慮をお願いします。

- ③ 見守りカメラ設置を含む職員を撮影する際はお伝えください。

利用者の安否確認や見守りを目的としたカメラの使用で職員が写り込む場合には、プライバシー保護のため、職員の同意を得てください。

SNS等で画像を使用する場合も同様をお願いします。

- ④ 訪問予定時間について

当ステーションでは、あらかじめご利用者様とお約束した訪問時間に基づきサービスを提供します。ただし、交通事情（渋滞・天候等）や、直前に訪問しているご利用者様の状態変化等により、やむを得ず訪問時間が前後する場合がございます。

その際は、概ね10分程度の範囲で到着時間が前後することがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、大幅な遅れが見込まれる場合には、速やかにご連絡いたします。

第2 訪問看護料金表

医療保険での利用料金

【基本料金】

訪問看護基本療養費（訪問日ごと）				料金 (10割)	利用者負担額			
					1割負担	2割負担	3割負担	
(I)	看護師			週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
				週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士			週1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
(II)	同一建物への訪問	看護師	2人までの利用者に同一日に訪問	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
				週4日以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
				週1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	3人以上の利用者に同一日に訪問	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
				週4日以降	3,280円	328円	656円	984円
				週1日につき	2,780円	278円	556円	834円
(III)	在宅療養に備えた一時的な訪問（退院前外泊時の訪問） ※入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等は2回			8,500円	850円	1,700円	2,550円	
訪問看護管理療養費（訪問日ごと）				料金 (10割)	利用者負担額			
					1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護管理療養費				月の初日	7,710円	771円	1,542円	2,313円
				2日目以降	3,010円	301円	602円	903円
訪問看護物価対応料				月の初日	60円	6円	12円	18円
				2日目以降	20円	2円	4円	6円

【加算料金】

該当する場合、訪問ごとまたは1日につき加算		料金 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回、同一建物内1人または2人	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回、同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回、同一建物内1人または2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回、同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算		2,650円	265円	530円	795円
長時間訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算	看護師+看護師(週1回限度)	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	看護師+その他職員(週3回限度)	3,000円	300円	600円	900円
	同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円
夜間・早朝訪問看護加算	夜間18時～22時 早朝6時～8時	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	深夜22時～6時	4,200円	420円	840円	1,260円
乳幼児加算(1日につき)	6歳未満の乳幼児	1,400円	140円	270円	400円
	医療的ケアが必要な6歳未満の乳幼児	1,800円	180円	360円	540円

症状や状況、ご希望の契約による加算(月1回)		料金 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算		6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算Ⅰ(重症度が高いもの)		5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
退院支援指導加算(退院日の訪問)	90分以上の訪問	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
遠隔死亡診断補助加算		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護医療情報連携加算		1,000円	100円	200円	300円

訪問看護ベースアップ評価料(月1回)		料金 (10割)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		1,050円	105円	210円	315円

【その他の料金】		利用者負担額
エンゼルケア	処置料・材料費の料金	10,000円
交通費	通常の事業実施地域を超えた場合、超えた所から5km毎に200円	

医療保険利用料計算表

※概算での算出です。状況により他の加算が算定される場合があります。

自己負担割合

【基本料金】

①基本療養費+②管理療養費+③物価対応料	1割負担	2割負担	3割負担			
月の初日				×		日 ▶ 円
①5,550円+②7,710円+③60円	1,332円	2,664円	3,996円			
週2回目以降				×		日 ▶ 円
①5,550円+②3,010円+③20円	867円	1,724円	2,601円			
週4日以降				×		日 ▶ 円
①6,550円+②3,010円+③20円	958円	1,916円	2,874円			
週4日以降(リハビリ)				×		日 ▶ 円
①5,550円+②3,010円+③20円	867円	1,724円	2,601円			

【加算料金】

加算の種類	料金	1割負担	2割負担	3割負担			
24時間対応体制加算(月1回)	6,800円	680円	1,360円	2,040円	×		日 ▶ 円
特別管理加算Ⅰ(月1回)	5,000円	500円	1,000円	1,500円	×		日 ▶ 円
特別管理加算Ⅱ(月1回)	2,500円	250円	500円	750円	×		日 ▶ 円
複数名 訪問看護加算	看護師+看護師	4,500円	450円	900円	1,350円	×	日 ▶ 円
	看護師+その他職員	3,000円	300円	600円	900円	×	日 ▶ 円
難病等複数回 訪問加算	1日2回、同一建物内 1人または2人	4,500円	450円	900円	1,350円	×	日 ▶ 円
	1日3回以上、同一建物内 1人または2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円	×	日 ▶ 円
退院時共同指導加算(退院時1回)	8,000円	800円	1,600円	2,400円	×		日 ▶ 円
退院支援指導加算(退院日の訪問)	6,000円	600円	1,200円	1,800円	×		日 ▶ 円
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児	1,400円	140円	280円	420円	×	日 ▶ 円
	医療的ケアが必要な 6歳未満の乳幼児	1,800円	180円	360円	540円	×	日 ▶ 円
訪問看護ベースアップ評価料	料金	1割負担	2割負担	3割負担			
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	1,050円	105円	210円	315円	×		日 ▶ 円

【自費となる料金】

交通費	通常の事業実施地域を超えた場合、超えた所から5km毎に200円	1回の訪問距離	金額	回	円
		片道 km	円		

ひと月のご利用料金の目安

基本料金	+	加算料金	+	交通費	▶	合計
円		円		円		円

医療保険による訪問看護の料金について

◆ご利用料は、「訪問看護基本療養費※1」「訪問看護管理療養費※2」。またご状態やご希望に応じた「加算」の合計を、加入されている健康保険の負担割合により算出いたします。

負担額の算出方法	(※1 訪問看護基本療養費+※2 訪問看護管理療養費+加算) × 負担割合 = 負担額 ※法令により、算出された金額は、10 円未満が四捨五入となります
----------	---------------------------------------------------------------------------------

※1：**訪問看護基本療養費** 主治医により交付された訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づいて訪問看護師等が訪問看護を行った場合に発生する費用です。

※2：**訪問看護管理療養費** 安全に訪問看護サービスを提供できる体制が整っており、訪問看護実施に関する計画的な管理を継続して行っている場合に算定できるものです。

◆訪問看護ベースアップ評価料 I：1,050 円／月 1 回

事業者において勤務する看護職員その他医療関係職種の賃金改善を実施している場合の評価料です。

◆緊急訪問看護加算：月 14 日目まで 2,650 円、月 15 日目以降 2,000 円

利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合、1 日につき加算されるものです。

◆在宅患者緊急時カンファレンス加算：2,000 円

状態の変化や診療方針の変更に伴い、医療機関の医師の求めにより開催されたカンファレンスに参加し、指導を行った場合に月 2 回を限度とした加算です。

◆看護・介護職員連携強化加算：2,500 円

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合の加算です。

◆訪問看護情報提供療養費：1,500 円

利用者の同意の上で、市町村・都道府県や指定特定相談支援事業等、また教育機関に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定できる療養費です。

◆退院支援指導加算（退院日の訪問）：6,000 円（90 分以上は 9,000 円）

医療機関から退院した利用者に対して、看護師等が退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合の加算です。

◆訪問看護物価対応料：20 円～120 円／1 日

物価上昇に対応するために、令和 8 年度から新設された加算です。

◆訪問看護医療情報連携加算：1,000 円／月 1 回

他の保険医療機関等の関係職種が ICT を用いて記録した利用者に係る診療情報を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合の加算です。

※介護保険の加算と同じ内容の加算

- ◆訪問看護ターミナルケア療養費（ターミナルケア加算）
- ◆遠隔死亡診断補助加算
- ◆特別管理加算
- ◆24 時間対応体制加算（緊急時訪問看護加算）
- ◆退院時共同指導加算

介護保険での利用料金

【基本料金】（訪問 1 回につき）

要 介 護 の 方 の 訪 問	看護師が訪問した場合	単位数	通常の 1 回料金			月の利用回数	月の利用料金
			1 割	2 割	3 割		
			訪問看護Ⅰ 1（20分未満）	314	314円		
訪問看護Ⅰ 2（30分未満）	471	471円	942円	1,413円	回	円	
訪問看護Ⅰ 3（30分～60分）	823	823円	1,646円	2,469円	回	円	
訪問看護Ⅰ 4（60分～90分）	1,128	1,128円	2,256円	3,384円	回	円	
訪 問	理学療法士等が訪問した場合	単位数	通常の 1 回料金			月の利用回数	月の利用料金
			1 割	2 割	3 割		
			訪問看護Ⅰ 5（20分）	294	294円		
訪問看護Ⅰ 5（20分×2）	588	588円	1,176円	1,764円	回	円	
訪問看護Ⅰ 5（20分×0.9）×3	792	792円	1,584円	2,376円	回	円	

要 支 援 の 方 の 訪 問	看護師が訪問した場合	単位数	通常の 1 回料金			月の利用回数	月の利用料金
			1 割	2 割	3 割		
			訪問看護Ⅰ 1（20分未満）	303	303円		
訪問看護Ⅰ 2（30分未満）	451	451円	902円	1,353円	回	円	
訪問看護Ⅰ 3（30分～60分）	794	794円	1,588円	2,382円	回	円	
訪問看護Ⅰ 4（60分～90分）	1,090	1,090円	2,180円	3,270円	回	円	
訪 問	理学療法士等が訪問した場合	単位数	通常の 1 回料金			月の利用回数	月の利用料金
			1 割	2 割	3 割		
			訪問看護Ⅰ 5（20分）	284	284円		
訪問看護Ⅰ 5（20分×2）	568	568円	1,136円	1,704円	回	円	

※要支援の方のリハビリは、ご利用開始の月から 1 2 月経過した次の月より 5 単位の減算となります。

【加算料金】（該当する項目のみ）

要 支 援 ・ 要 介 護	加算の種類		単位数	通常の 1 回料金			適用回数	月の利用料金
				1 割	2 割	3 割		
				初回加算（Ⅰ） ※初回訪問月 1 回	300	300円		
初回加算（Ⅱ） ※退院日の初回訪問月 2 回	350	350円	700円	1,050円	回	円		
退院時共同指導加算	600	600円	1,200円	1,800円	回	円		
サービス提供体制強化加算Ⅰ ※単位毎	6	6円	12円	18円	回	円		
緊急時訪問看護加算（月 1 回）	600	600円	1,200円	1,800円	回	円		
特別管理加算Ⅰ（月 1 回）	500	500円	1,000円	1,500円	回	円		
特別管理加算Ⅱ（月 1 回）	250	250円	500円	750円	回	円		
複数名訪問看護加算Ⅰ	看護師等	30分未満	254	254円	508円	762円	回	円
		30分以上	402	402円	804円	1,206円	回	円
長時間訪問看護加算（90分以上の訪問）	300	300円	600円	900円	回	円		
看護・介護職員連携強化加算	250	250円	500円	750円	回	円		
ターミナルケア加算（要支援の方は除く）	2,000	2,000円	4,000円	6,000円	回	円		
遠隔死亡診断補助加算	150	150円	300円	450円	回	円		

【介護職員等処遇改善加算】

職員の処遇改善を目的としたものであり、サービスの質の維持・向上を図るものです。	基本料金 + 加算料金の合計 × 1.8%
-----------------------------------------	-----------------------

【その他の料金】

エンゼルケア	処置料・材料費の料金	10,000円			
交通費	通常の事業実施地域を超えた場合、超えた所から5km毎に200円	1回の訪問距離	金額	回	円
		片道	km		

合計	ひと月のご利用料金の目安	自己負担（ ）割	円
----	--------------	----------	---

介護保険による訪問看護の料金について

ご利用料は、基本となる「訪問看護費」と、状態や希望に応じた「加算」の合計となります。
介護保険負担割合証に記載の負担割合（1割～3割）に基づき算出いたします。

◆初回加算Ⅰ・Ⅱ

下記のいずれかに該当する場合算定される加算です。

- 1、新規の訪問看護計画書の作成（Ⅰ・Ⅱ）
- 2、過去2月間利用がなく、改めて計画書を作成し、訪問が再開となった時（Ⅱ）
- 3、要支援から要介護、またその逆のご状態に変更となった時（Ⅱ）
- 4、病院、診療等の退院日に初回の訪問看護を行った場合（Ⅰ）

◆退院時共同指導加算

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院からの退院時に円滑に訪問看護が提供できるよう、入院中に訪問看護ステーションの看護師が病院等の主治医、その他従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った場合や、初回の訪問看護の提供に対する加算です。

◆サービス提供体制加算Ⅰ

下記条件に適合している事業者として市に届け出、承認された加算です。

- 1、全ての看護師に対し研修計画を立て実施している
- 2、利用者に関するサービス提供にあたっての留意事項の伝達・看護師等の技術を目的とした会議を定期的開催している
- 3、全ての看護師に対し、健康診断等を定期的実施している
- 4、勤続7年以上の看護師等の占める割合が30%以上である

◆緊急時訪問看護加算

利用者または家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、さらに計画外の緊急訪問を行う体制にかかる加算です。

緊急に訪問看護を行った場合は、利用時間により別途料金がかかります。

◆特別管理加算

特別な医学的管理が必要な場合にかかる加算です。

加算（Ⅰ）在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者管理を受けている状態または気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態

加算（Ⅱ）在宅にて自己腹膜灌流指導管理、血液透析指導管理、酸素療法指導管理、中心静脈栄養法指導管理、成分栄養経管栄養法指導管理、自己導尿管理、持続陽圧呼吸法指導管理、自己疼痛管理指導管理、廃高血圧症患者指導管理を受けている、人工肛門又は人工膀胱を設置している、真皮を超える褥瘡、点滴注射を週3回以上行う必要がある状態

◆複数名訪問加算

下記条件により、同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者またはその家族の同意を得ている際に1回につき加算ができるというものです。

- 1, 利用者の身体的理由により、一人の訪問看護師等による訪問看護が困難と認められる
- 2, 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 3, その他状況から判断して、1または2に準ずると認められる場合

◆長時間訪問看護加算

特別な管理を要する利用者で、所要時間が引き続き1時間30分以上になる時に1回につき加算できるというものです。

◆看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画書の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合の加算です。

◆ターミナルケア加算

在宅看取りに向けた終末期の支援（ターミナルケア）を行った場合の加算です。
死亡前14日以内に2日以上訪問し、必要な支援を提供した場合に算定されます。

◆遠隔死亡診断補助加算

情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、死亡診断加算を算定する利用者に主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合の加算です。

◆夜間・早朝訪問看護加算／深夜訪問看護加算

夜間・早朝の訪問は、所定額に対して、夜間・早朝 25%、深夜 50%を加算させていただきます。
（夜間：午後6時～午後10時 深夜：午後10時～午前6時 早朝：午前6時～午前8時）

~~~~~

◆介護保険外のサービスについて

介護保険外のサービスは全額自己負担となります。その場合、居宅サービス計画書を作成する際に、居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者様の同意を得ることになります。  
（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）

◆交通費が発生する場合

通常の事業実施地域（事業所から片道20km）を越えてサービスを提供する場合の交通費は、通常の事業実施地域を越えた所から片道5kmにつき200円を請求させていただきます。